



# 新たな河川整備を目指して

淀川モデルのはじまりから提言・意見書まで

2004年3月  
淀川水系流域委員会

# 川づくり、新しい時代へ

今、淀川は変革の時期を迎えています。

## 淀川水系は

その流域に住む人々や生物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在です。

- ・ 世界有数の古代湖である琵琶湖が存在します。
- ・ 固有種を含む多様な生物の宝庫です。
- ・ 古くから人間が住み、豊かな社会、文化が展開した地域です。

## しかし・・・

川の状況は大きく変化し、深刻な状況にあります。

- ・ 水質の悪化によって、生物の生息・生育環境が劣化しています。
- ・ 人と川との係わりが希薄化しています。

## このような河川の荒廃は

河川整備や河川管理において、河川環境に対する配慮が欠如していたことや河川や湖が持つ自然機能が軽視されていたことが原因です。

- ・ 水質や生態系保全等に対する配慮が欠如していました。
- ・ 治水では河道の直線化やコンクリート護岸など近代技術に頼った整備をすすめてきました。
- ・ 利水では河川水をもっぱら水資源として利用・開発をすすめてきました。

いまこそ、川づくりの理念を変革し、  
「失われつつある淀川水系の自然と文化の回復」  
を目指す必要があります。



かけがえのない  
琵琶湖・淀川水系を  
次世代へ

## 目次

川づくり、新しい時代へ	2
1 新たな川づくりを目指したチャレンジのはじまり	3
2 淀川水系流域委員会の立ち上げ	5
3 白紙の段階からの計画づくり	7
4 柔軟な計画づくりのプロセス	9
5 基礎原案に関する主な論点: 意見書の概要	11
6 実現に向けて	23
流域委員会は、さまざまな会や試みを行いました	24
淀川水系流域委員会委員名簿	25

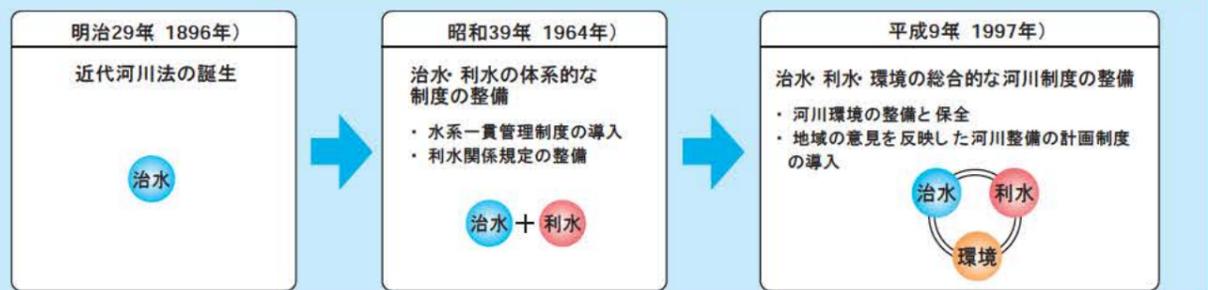
# 1 新たな川づくりを目指したチャレンジのはじまり

河川法の改正、そして新しい委員会のあり方を目指す準備会議による検討

## 河川法改正の内容

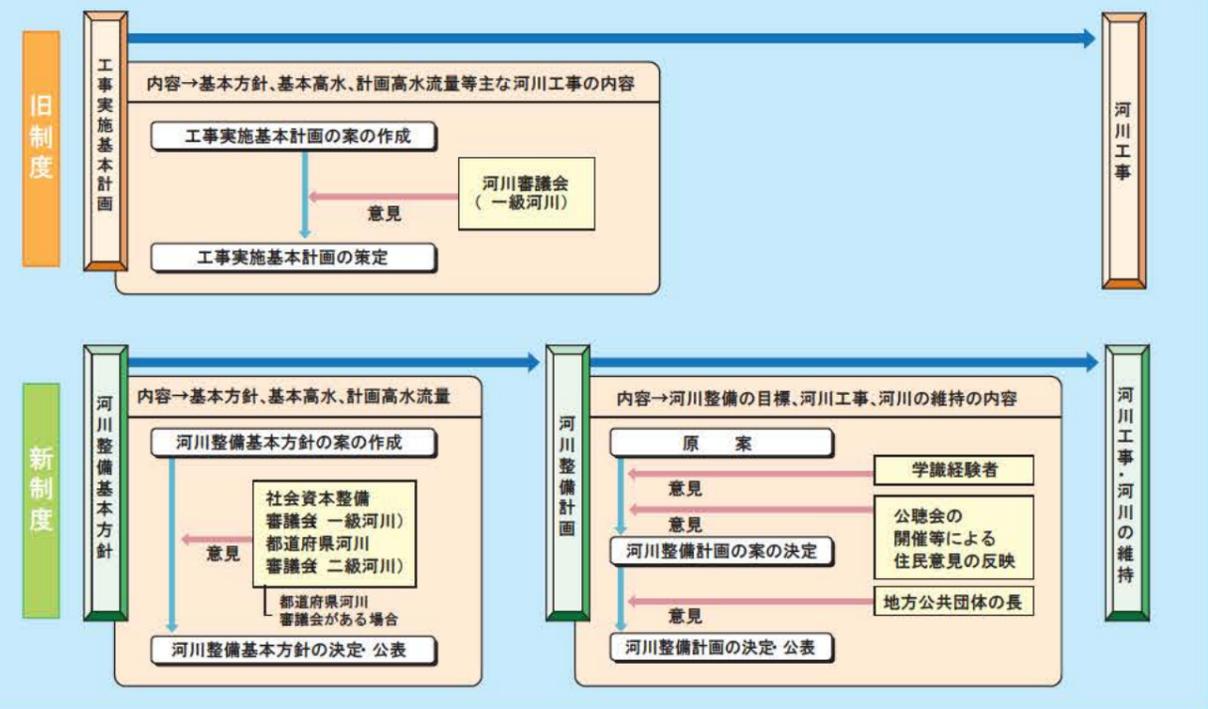
平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

### 河川法改正の流れ



【近畿地方整備局資料より】

### 新しい河川整備の計画制度



【近畿地方整備局資料より】

## 準備会議における新しい委員会のあり方の模索

淀川水系流域委員会準備会議(以下、準備会議)は淀川水系流域委員会(以下、流域委員会)のあり方として、「委員会の審議に従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指す」ことに特別な配慮をするよう答申しました。

答申の主な内容は以下の通りです。

- 委員会の構成** 広範囲に及ぶ河川の状況や上下流、河川間のバランスも考慮し、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとしました。
- 委員会の委員** 治山・砂防、洪水防御、河道変動、水資源、農林漁業、動物、自然保護、植物、水環境、水質、教育、法律、経済、水文化、地域・まちづくり、生態系、マスコミ、河川環境一般、地域の特性などの幅広い分野からなる53名の委員を選出しました。
- 委員会の公開方法** 会議そのものや会議資料をホームページやニュースレター等あらゆる手段で公開することとしました。
- 関係住民等の意見聴取方針** 住民からの意見が寄せられるのを待つのではなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することなど多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取することとしました。

CHECK!

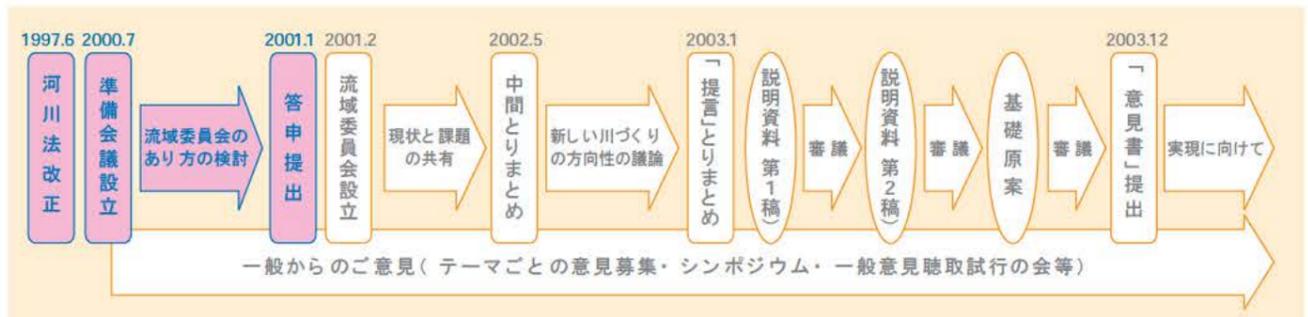
「淀川水系流域委員会のあり方について 答申」(平成13年1月)の入手については、p.23をご覧ください。

### 準備会議とは

- 国土交通省近畿地方整備局から委嘱された4名の有識者によって構成され、流域委員会のあり方を検討しました。
- 準備会議の審議は原則として公開の場で行い、審議内容もニュースレターやホームページ上で公開しました。
- 会議では、一般傍聴者と意見交換をする時間を設け、これを審議内容に反映しました。
- 準備会議の運営は、河川管理者と一線を画し、第三者的立場で民間企業が支援しました。



準備会議  
会議風景



# 2 淀川水系流域委員会の立ち上げ

新しい審議方針の検討、多様な価値観を持つ委員による議論のはじまり

## 新しい公共事業のモデルを目指してー流域委員会の特徴 淀川モデルー

### 従来にない審議のプロセス

- ・ 計画の原案が示される前の段階からみんな委員(河川管理者)で議論しました。
- ・ 流域委員会からの提言を出発点として河川管理者が計画の原案を作成しました。

### 情報公開、透明性の確保

- ・ 会議および会議資料・議事録等を一般に公開しました。
- ・ 意見募集やシンポジウム、説明会など一般に対して積極的に情報発信を行いました。

### 幅広い意見の聴取

- ・ 住民等からの意見聴取の試行、現地視察・調査を行い、住民等の意見および現場から学習しました。

### 委員が分担して「提言」、「意見書」等を執筆

- ・ 「中間とりまとめ」、「提言」、「意見書」は委員自らが分担して執筆しました。

### 委員会による自主的な運営

- ・ 流域委員会自らが、審議の進め方、内容を決定しました。
- ・ 運営に関する事務は第三者である民間企業に委託されました。

淀川水系と地域別部会



【近畿地方整備局資料より】

## 淀川水系流域委員会とは

設置の目的

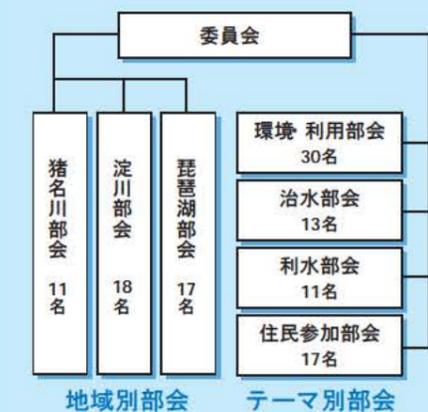
「淀川水系流域委員会」は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置されました。

その役割は下記の通りです。

流域委員会の役割

- ①近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画(大臣管理区間を基本)」に対して、意見を述べる。
- ②関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。

流域委員会の構成 委員数53名



※複数の部会にまたがって参加 ※2003.12.9現在



委員会 会議風景



提言説明会 会場風景



ホームページ



# 3 白紙の段階からの計画づくり

河川管理者によって計画案が作成される前に川づくりの理念を示した「提言」を提示

## 提言に向けた議論のスタート

まず、流域委員会の検討はみんな（委員や河川管理者）の知っていること（川の現状）を共有することからはじめました。

その後、現在、河川が抱えている課題を出しあい、これからどういう方針で川づくりをしていくのがよいか、大いに議論しました。

また、会議や一般意見聴取の会での多様な意見の聴取、現地視察による学習を行いました。



意見聴取試行の会



会議での一般傍聴者からの発言



現地視察風景



## 中間とりまとめ、提言の発表

流域委員会は、現状の共有、課題の検討を経て、今後の川づくりの大きな方向性を示した「中間とりまとめ」を発表しました。さらに、一般からの意見募集、ワーキンググループによる特定項目の検討などによって、委員会、部会ごとの「中間とりまとめ」を統合、深化させ、「提言」としてとりまとめました。この「提言」を出発点として、河川管理者によって「淀川水系河川整備計画基礎原案」が作成されました。

また、「提言」提出以後、流域委員会は、計画策定の際に河川管理者が行う住民意見の聴取・反映のあり方を示した「提言別冊」をとりまとめました。

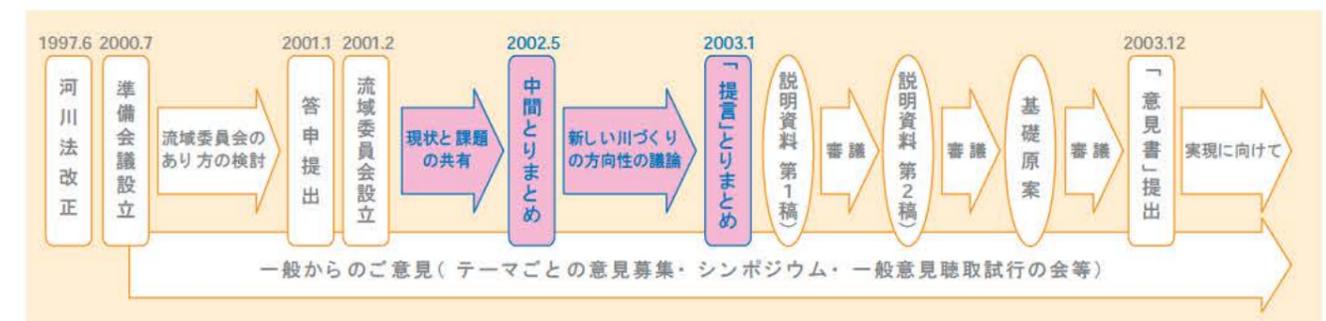
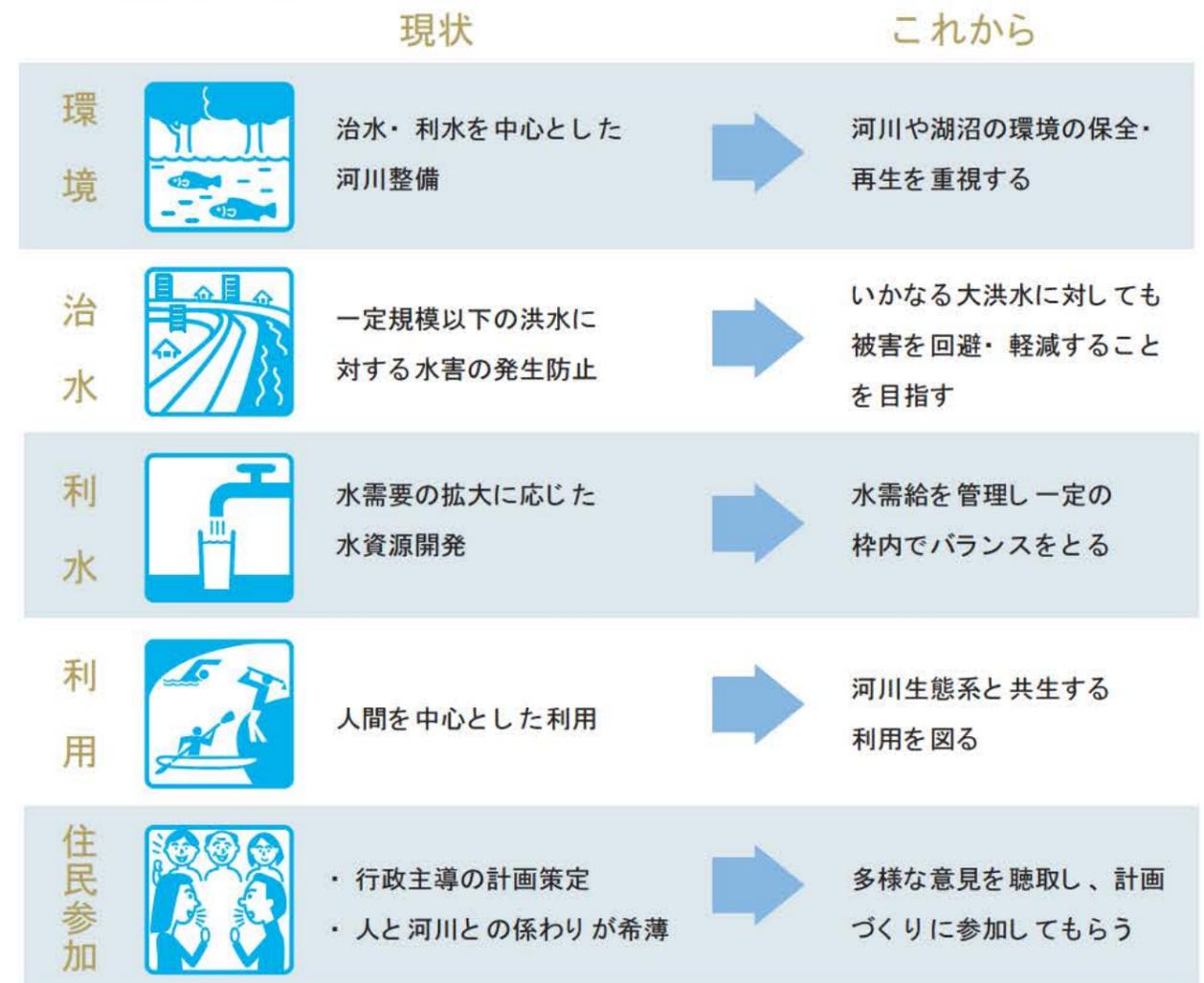
提言別冊では、「住民対話集会」の実施を提案しています。「住民対話集会」とは、第三者（ファシリテーター）によって進行される住民同士の議論の場で、議論の結果はファシリテーターがまとめ、計画への反映方法も含めて河川管理者に報告するものです。この提案を受け、河川管理者は「住民対話集会（円卓会議）」を開催しています。



下記資料の入手については、p.23をご覧ください。

- ・ 淀川水系流域委員会中間とりまとめ（平成14年5月）
- ・ 新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—（平成15年1月）
- ・ 河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について—淀川水系流域委員会 提言別冊—（平成15年5月）

## 川づくりの理念の転換（提言の概要）



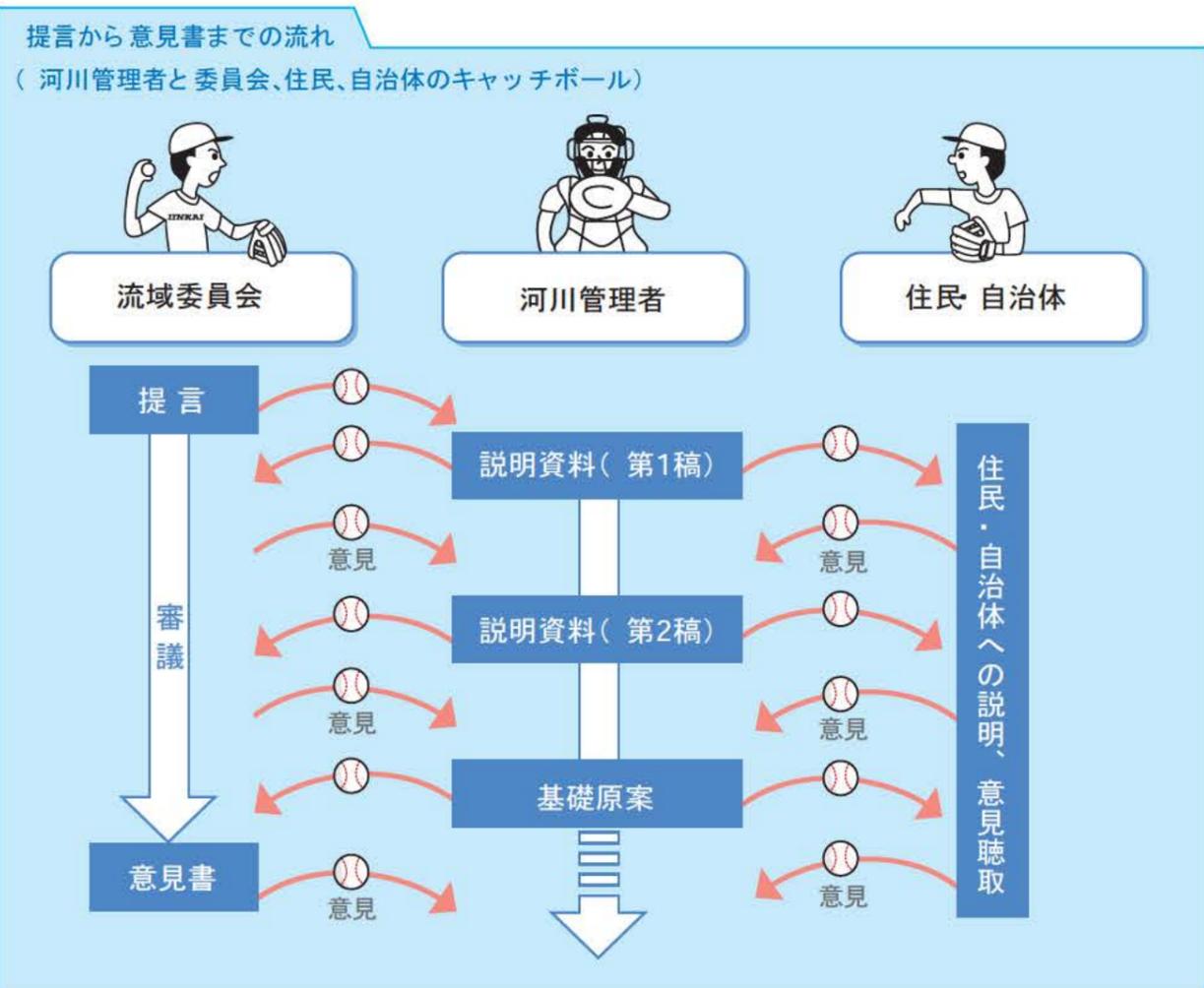
# 4 柔軟な計画づくりのプロセス

関係者の意見を反映した段階的な基礎原案づくりとそれに対する流域委員会意見書の作成

## キャッチボールによる議論の積み上げ

流域委員会からの「提言」を受け、河川管理者より河川整備計画の出発点となる「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」(以下、説明資料第1稿)が示されました。以後、下図のように、河川管理者は流域委員会、住民、自治体の意見をもとに説明資料を2度に渡って改訂し、最終的に河川整備計画の原案に相当するものとして「淀川水系河川整備計画基礎原案」(以下、基礎原案)を示しました。いわば、説明資料を介して、河川管理者と流域委員会、住民、自治体の間でキャッチボールが行われ、基礎原案の作成に至ったといえます。

流域委員会では、河川管理者より提出された説明資料(第1稿)、説明資料(第2稿)、基礎原案に対してそれぞれ議論を行い、最終的には基礎原案に対する意見として「淀川水系流域委員会意見書」(以下、意見書)をとりまとめ、河川管理者に提出しました。



## 河川整備計画および基礎原案とは

河川整備計画とは、河川管理者が、流域委員会、住民、自治体の意見を聴き、河川および流域の現状認識に基づき、基本的な考え方および方針に沿って、今後20年から30年間に実施、あるいは検討する具体的施策をとりまとめ、策定するものです。

淀川水系河川整備計画については、以下のとおり、計画策定に向けて、説明資料が2回改訂された後、整備計画の原案といえる基礎原案が示されています。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)



淀川水系河川整備計画基礎原案

基礎原案は、「現状の課題」「河川整備の基本的な考え方」「河川整備の方針」「具体的な整備内容」によって構成されています。また、基礎原案の「具体的な整備内容」に記載された事案について、事案ごとに内容を説明した「具体的な整備内容シート」も併せて示されており、これに対する意見も流域委員会の「意見書」には記されています。

基礎原案は、今後、河川管理者によって関係者の意見を踏まえて修正され、所定の手続きを経て淀川水系河川整備計画として策定される予定です。



淀川水系河川整備計画に関連する上記資料の入手については、p.23をご覧ください。

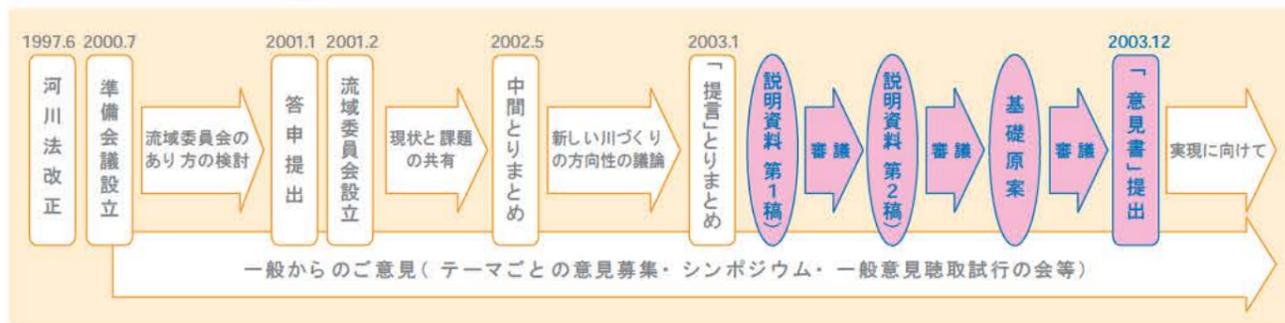
## 意見書とは

「淀川水系流域委員会意見書」は、河川管理者から提出された基礎原案に対する意見を取りまとめた「意見書1」と、計画策定において河川管理者が行う住民意見の反映についての意見を取りまとめた「意見書2」によって構成されています。

- ・意見書1 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書
- ・意見書2 計画策定における住民意見の反映についての意見書



「淀川水系流域委員会意見書」(平成15年12月)の入手については、p.23をご覧ください。



# 5 基礎原案に関する主な論点：意見書の概要

## 新たな川づくりの方向性について

### 提言

今後も治水面、利水面の整備は必要だが、それらは環境を重視した河川整備と整合するような形で進めていくべきである。そのためには、従来の治水や利水の考え方では限界があり、根本的に理念を転換する必要がある。

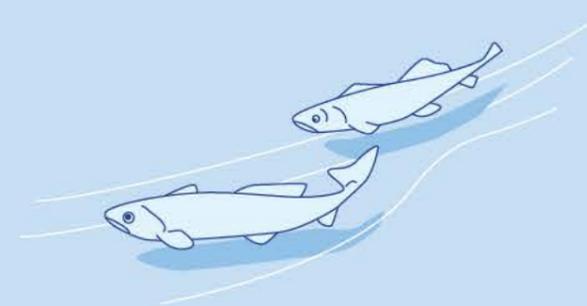
### 基礎原案

- ◆川づくりの理念の転換  
従来の治水・利水を中心とした河川整備から河川や湖沼の環境保全と回復を重視した整備へ。治水・利水に関しても環境をベースとして、理念転換を図る。
- ◆流域一体の対応と住民参加  
河川内での対応には限界があり流域一体となった対応が必要である。このため、河川管理者、自治体、企業、住民等、流域のあらゆる関係者が連携・協働し、様々な場面で参画できる仕組みづくりを目指す。
- ◆順応的な計画  
今後の社会状況の変化や施策のモニタリング等をふまえた再評価を行い、所定の手続きを経て、随時計画を改訂し、追加・修正・中止等を行う。流域委員会は、見直し・点検にあたって意見を聴く場として継続する。

### 意見書

- ◆基礎原案の内容は河川法改正の趣旨に沿っており、また、流域委員会の提言をよく反映しており高く評価できる。
- ◆これらの計画をいかに早く具体化するかが問題である。流域委員会は意見書の中でそれを支援するための方策を数多く提案しており、河川管理者が住民、自治体と協力しながら、実現に向かって進んでいくことが重要である。

提言：流域委員会によって作成された新しい河川整備の考え方。( p.7参照)  
基礎原案：河川管理者によって作成された今後20年から30年の河川整備の内容。( p.10参照)  
意見書：流域委員会によって作成された基礎原案に対する流域委員会の意見。( p.10参照)



## 提言

今後の河川整備を計画・実施する上では住民と行政が連携することが重要である。そのためにはまず、河川管理者は進んで情報を公開する必要がある。また住民側も自らの情報を行政へ提示し、情報共有ができるよう努力が必要である。

住民参加による河川管理を推進するため、河川レンジャー制度およびその活動拠点である流域センターを創設することが望ましい。

## 基礎原案

- ◆事業の実施、検討・見直し  
 具体的施策で「実施」とした施策は、今後速やかに実施する。「検討」、「見直し」とした施策は、今後実施の可否も含めて、検討・見直しを行い、その結果が出た時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上、決定する。
- ◆情報公開・連携・協働
  - (情報の共有と公開) 対話集会等を継続的に設置し、インターネットを活用し、広く情報公開に努める。
  - (住民との連携・協働) 地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー(仮称)として任命する。
  - (自治体、他省庁との連携) 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」や「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」等を設置し、自治体や他省庁と相互に連携した取り組みを検討する。

## 意見書

- ◆事業の実施、検討・見直しについては、「実施の可否も含めて、検討・見直しを行い」としたことが注目される。積極的な検討・見直しを期待する。
- ◆対話集会は、継続して行うべきである。試行錯誤の中からよりよい手法に進化していくことを期待する。河川管理者はあらゆる種類の情報を提供することが必要である。
- ◆河川レンジャー(仮称)の早期発足と発展を期待する。流域委員会も支援する。
- ◆自治体や他省庁との十分な情報共有が必要である。例えば、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」や「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の設置が注目され、新たな取り組みが今後の河川整備に役立つことを期待する。

# 豊かな川の環境をとりにどすために：河川環境

## 河川環境全般

## 提言

環境保全の目標として、流域が豊かな生態機能を持っていた1960年代を強く意識して考えるべきである。

「川が川をつくる」ことを基本に、再生のきっかけとして人間が少し手伝い、回復の様子をモニタリングしながら、必要に応じてまた手伝うという順応的管理を導入するべきである。

## 基礎原案

- ①河川環境のモニタリングを実施し、生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携し、情報を一元化した上で公表する。
- ②河川環境の保全・再生の指標の設定にあたっては、関係機関と連携して検討する。
- ③河川管理者以外が管理している施設についても、河川環境の改善の観点から、その施設の改善等について指導・助言を行う。

## 意見書

- ◆これまで河川整備に関する事業は、治水・利水・環境という順番で説明されることが多いが、基礎原案では、提言と同じように環境から説明を始めている。これは環境を重視するということを意味しており、評価する。
- ◆左記の基礎原案の3項目はいずれも重要である。
- ◆環境は、これまでの河川管理者がどちらかといえば不得手としてきた分野であり、できるだけ幅広い分野の学識経験者(有識者や地元の状況に詳しい人等の様々な人を含む)の協力を得て検討する必要がある。
- ◆モニタリングは、実施するだけでなく、その結果を河川整備に活用することが重要であり、結果の活用を期待する。

### 川の形状：川が川をつくることを目指して

#### 提言

本来の河川環境を回復するためには、河川の縦断・横断方向の連続性やダム・堰等によって遮断された土砂の供給を回復することが重要である。  
横断方向については水陸移行帯の保全・修復、縦断方向については魚類の遡上・降下に有効な魚道の設置や不要な堰の撤去・統廃合等の整備・管理が重要である。  
生物の生息域として重要な、湖や河川と陸域との連続性の確保と修復が必要である。

#### 基礎原案

- ◆横断方向の河川形状の修復：水陸移行帯の保全・再生を図るため修復を実施する。
- ◆縦断方向の河川形状の修復：落差工により縦断方向の連続性が阻害されているため、魚道を設置する。
- ◆湖・河川・陸域の連続性の確保と修復：適宜、試験施工やモニタリングを実施し、関係機関と連携・調整しながら取り組む。

#### 意見書

- ◆自然環境・生態系の面から考えた場合、川の形状については、なだらかな水辺、ゆるやかな形状の変化が求められる。
- ◆横断方向（川を横切る方向のこと）には、できるだけ広い水陸移行帯をつくることが重要である。
- ◆縦断方向（川に沿った方向のこと）については、できるだけ落差の少ない川とすることが必要である。理想的には、低い落差工を組み合わせ、魚道を造らなくても魚類が遡上・降下できることが望ましいが、当面は魚道の改築や新設が必要である。
- ◆地元の人たちの意見も聴いて、より有効な魚道の新設・改築が望まれる。

### 水量：変化のある川を目指して

#### 提言

これまでの治水・利水中心の水位管理が水位・水量の過度の人為的制御を招き、河川の自然のリズムが失われた。そのことが河川の自然環境悪化の一因となっていたため、自然のリズムに沿った水位・水量の変化が必要である。  
堰やダムによる水位操作は、下流の生物の成長・繁殖時期、周辺環境に応じたものとするよう見直す必要がある。

#### 基礎原案

- ①治水や利水への影響を考慮した上で、ダム・堰による攪乱を生じさせる操作を検討する。
- ②瀬切れや水質汚濁を起こさない流量について調査・検討を行う。
- ③瀬田川洗堰および天ヶ瀬ダムにおいて急激な水位低下を生じさせない運用操作を実施する。

#### 意見書

- ◆左記の基礎原案の①と③の項目については、治水・利水への影響を把握するとともに、このような攪乱を生じさせる操作が河川にどのような影響を与えるのか等の効果の確認が必要である。
- ◆左記の基礎原案の②の項目については、瀬切れ・水質汚濁といった問題が深刻であるため、瀬切れの原因を解明した上で、水利用の実態や水収支も含めて検討し、早期に解決を図ることが望まれる。

### 水質：きれいな水の流れる川、泳げる川を目指して

#### 提言

「環境の時代」にふさわしい水質を目指して、河川での対応だけでなく、流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムを構築する必要がある。

#### 基礎原案

- ①統合的な流域水質管理システムの構築を目指し、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」設立に向けて検討する。
- ②関係機関と連携し琵琶湖の水質保全対策に取り組む。
- ③ダム湖の水質及び放流水質の保全対策に取り組む。
- ④河川の水質調査および関係自治体と連携した地下水に関する調査を実施するほか、総負荷削減のための関係機関や住民との連携など河川の水質保全対策に引き続き取り組む。

#### 意見書

- ◆いずれも重要な事項で、早期の実施・検討が望まれる。
- ◆左記の基礎原案の①の項目「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」については、連携すべき具体的な省庁名をあげ、これまでの枠を越えようとする河川管理者の挑戦する意欲を高く評価する。実現のためには、「統合的な流域水質管理システム」と「河川の流入総負荷管理」が必要であり、積極的に取り組むことを期待する。将来的には、生態系や景観等河川環境全般の保全・回復を目指した協議会に発展させていく方向で検討されたい。

## みんなで考え、日頃から流域全体で備える

提言

どのような大きな洪水に対しても、被害を回避・軽減することが重要である。そのためには、堤防を強化し破堤しにくくするための対策、氾濫した場合に被害を最小限にする流域全体での対応（避難等のソフト対策、浸水に対してしたたかな街づくり等）が必要である。

基礎原案

破堤による被害の回避・軽減を目指し、下記流域対応策について検討・実施する。  
 ①自分で守る：わかりやすい情報を提供することにより、意識の啓発を行い、避難体制を整備する。  
 ②みんなで守る：水防団を支援したり、防災機関との連携を強化する。  
 ③地域で守る：氾濫原の土地利用の規制や誘導について自治体を支援する。

意見書

- ◆ 水害は必ず発生する」という観点に立つと、洪水氾濫を想定した対策を考える必要があり、住民自身も自ら水害に備える必要がある。
- ◆ 河川の中での対応だけでなく、流域全体で治水へ対応することを重視する姿勢は適切である。
- ◆ 「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」といったネーミングは簡潔明瞭で、分かりやすい表現である。
- ◆ 「自分で守る」という表現は、個人の注意を喚起する利点があるが、個人からの「情報を収集」という視点が十分とは言えない。
- ◆ 数人～数百人の集団を適切に避難させるための対応が課題である。

## 堤防を壊れにくくする

提言

今の堤防は、土や砂でできており、必ずしも頑丈ではなく、大規模な洪水では水害が起こる可能性もある。できるだけ破堤しにくくなるような堤防の強化が必要である。

基礎原案

堤防の脆弱性は認識している（必ずしも防災構造物としての十分な安全性を有しているとは言えない）。  
 堤防の強化対策として「高規格堤防」と「堤防補強」を実施する。

意見書

- ◆ 堤防が「必ずしも防災構造物としての十分な安全性を有しているとは言えない」ことに触れたことは高く評価する。
- ◆ 高規格堤防」は整備に時間がかかり、費用も莫大なものとなる。また、左岸と右岸との治水安全度の格差に配慮する必要がある。
- ◆ 堤防補強」は技術的に未解明な問題が山積している。技術的な問題を検討する「淀川堤防強化検討委員会」の早期の成果が期待される。
- ◆ 緊急に補強を実施する区間の選定基準については概ね適切である。

## 狭窄部の上流を守る

提言

治水安全度は地域によってかなりの格差が存在している。現に水害がよく起こっている場所等については地域特性に応じた治水安全度の確保が必要である。なお、狭窄部はできるだけ開削を避けることが望ましい。

基礎原案

保津峡、岩倉峡、銀橋の各狭窄部は当面開削しない。  
 既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標とし、対策を検討する。  
 ◆保津峡狭窄部：大戸川ダムへの利水容量の振替による日吉ダムの治水強化等を検討する。  
 ◆岩倉峡狭窄部：川上ダム等の流域内貯留施設等を検討する。  
 ◆銀橋狭窄部：余野川ダムへの利水容量の振替による一庫ダムの治水機能強化等を検討する。

意見書

- ◆ 狭窄部はいずれも「当面は開削しない」として、開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの意義は大きい。
- ◆ 既往最大規模の洪水」による浸水被害の解消を目的とした理由、また、浸水被害の「軽減」ではなく「解消」とした理由を記載されたい。
- ◆ 浸水被害の解消の対策として検討されている各ダムは、基礎原案では、いずれも調査検討を継続しており、その結論によって対策の検討内容を変える必要がある。

## 提言

これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」から、新たに「一定の枠内で水需給のバランスがとれるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要がある。

## 基礎原案

- ①水需要の抑制策を含む需要予測や水利用実績等、水需要の精査確認を行い、その結果を公表する。
- ②水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。
- ③水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する。

## 意見書

- ◆基礎原案では利水の基本的な考えとして、「水需要の抑制」を取り入れており、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。
- ◆ただし、「水需要抑制」を行う理由が明確にされていない。水需要管理という新しい理念を具体化しようというのなら、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ことを明確にすることが望まれる。
- ◆利水については、河川管理者だけの責任ではないことは理解できるが、これまでの方法を見直し、新たな利水に展開することを期待する。

# 川でしかできない利用、川に活かされた利用を目指して：利用

## 提言

河川には独特の自然と多様な生態系が存在しており、「河川生態系と共生する利用」を基本に「人間中心の利用」を反省し、「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」を重視する必要がある。

ゴルフ場やグラウンド等を利用している多くの人々の「できるだけ残してほしい」という非常に強い要望があることも事実であり、利用者のニーズの大きさと利用に伴う河川環境への影響をどのように評価するのが大きな課題である。

## 基礎原案

- ①本来河川敷以外で利用するものについては縮小していくことを基本とする。
- ②具体的な内容は、「河川保全利用委員会（仮称）」を設置し、個々の案件ごとに判断していく。

## 意見書

- ◆河川敷をこれまでのように公園や運動広場として利用し続けたいという声は大きい。堤内地（堤防によって守られている街側）に公園や運動広場が少ないことを理由に河川敷利用を希望する声に対し、そのような利用は「河川生態系と共生する利用」からは程遠いものだとして、これらを排除すべきだという声もある。
- ◆「河川生態系と共生する利用」を大原則として、運動場等については堤内地への移転を行い、堤外地においては長期的には解消することを要望する。
- ◆違法行為の対策、ホームレスへの対応、迷惑行為の対策については概ね適切と考える。

## 提言

ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考える実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能な方法がないと客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。

ダムの建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ◆ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ◆各種代替案の有効性の比較
- ◆自然環境への影響・改善策
- ◆自然環境の価値を考慮した経済性
- ◆住民団体・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項

## 基礎原案

- ◆ダムは、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- ◆他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する。
- ◆ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。
- ◆事業中のダムについては、ダム計画の方針に基づき、調査検討を行う。また、調査検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適當な工事以外は着手しない。

## 意見書

流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではない。基礎原案において他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と考える。ただし、「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠けているのは、適切とは言えない。

提言では、ダム建設を計画する者が情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を指摘しているが、さらに次の事項についての説明が必要と考える。

### 環境面

基礎原案には、環境面での利点を挙げている部分があるが、その効果については論理性その他において疑問があり、かつ、ここには書かれていないさまざまな不可逆的な影響などもあるため、両者について最新の科学的知見も取り入れて、慎重に検討する必要がある。

### 治水面

下記の点を明らかにする必要がある。

- ◆既往最大の洪水を計画高水に採択した理由はなにか。
- ◆どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合でも、ダムが優位なのか。
- ◆河川対応と流域対応を併用する場合と比較しても、ダムが優位なのか。

### 利水面

下記の点に疑問がある。

- ◆これからの利水に、新たな水資源開発が必要なのか。
- ◆新たな水資源開発の理由としている利水安全度低下の科学的根拠は何か。
- ◆例え容量が同じであっても、集水域が離れ、集水面積も異なるダム間で同等の利水機能の振替になるのか。

### 社会・経済面

- ◆総合的なライフサイクルコストの考慮：例えば、ダム本体の建設・維持管理費に加えて水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費等の考慮が必要である。
- ◆社会的問題の解決策：ダムの構想による社会的混乱、社会基盤や河川整備の遅れ等については、事業中のダムの見直し結果のいかんにかかわらず、問題の早期解決を図るべきである。

なお、事業中のダムについては、治水面で一定の有効性が認められるものの、建設に伴う自然環境への影響が懸念される。さらに、ダムの有効性として新たに追加された「環境振替」ならびに「利水振替」については、論理性ならびに同等性に問題がある。したがって、事業中のダムについては、いずれも中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。

# 6 実現に向けて

国土交通省近畿地方整備局が発表した「淀川水系河川整備計画基礎原案」は、流域委員会が発表した「提言」の内容を最大限尊重し、多くの部分において具体化しようとしています。が、「調査検討」が継続とされたダム事業をはじめ、今後に残された重要な課題も少なくありません。これらについても流域委員会の審議、住民及び関係自治体の意見を最大限に尊重して、21世紀の河川整備の模範となる整備計画を策定し、実施されることを期待します。

さらに、流域委員会が取り組んできたこの活動が、今後の新しい川づくりにつながり、すばらしい琵琶湖・淀川水系を次世代へ継承できることを期待します。

環境の世紀といわれるこの21世紀において、より望ましい公共事業の計画づくりに向けた真摯な努力は必要不可欠であり、計画に係わる全ての人々の責務と考えます。

関係者の協働により実践した新しい計画策定の手順と新しい審議の形、このいわば「淀川モデル」ともいえるべき手順と形が全国各地に広まり、今後の公共事業計画の検討・審議の参考となることを願うとともに、全国の川に係わる人々と、この「淀川モデル」にこめた思い・希望を共有したいと願っています。

今回の審議は多くの方々の協力のもとに進められたものです。まず、流域委員会の活動に関心を持ち、意見を寄せていただいた多くの方々、職務とはいえ時間を惜しまず誠実に流域委員会に対応していただいた河川管理者および関係者の方々、それらの方々の協力なしには流域委員会の成果はなかったでしょう。心よりお礼申し上げます。

## 資料及び意見書の閲覧・入手方法

「提言」、「意見書」等の資料全文はホームページからご覧頂くことができます。冊子の入手をご希望の方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「希望資料」を明記のうえ、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。（原則としておひとり1部とさせていただきます。既にお持ちの方はご遠慮くださいますようお願い致します。）

※頂いた個人情報については、資料送付のみに使用させていただきます。

淀川水系流域委員会 庶務  
株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター内  
〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)  
TEL: 06-6341-5983 FAX: 06-6341-5984  
E-mail: k-kim@mri.co.jp  
ホームページ <http://www.yodoriver.org/>



## 流域委員会は、さまざまな会や試みを行いました

会議の種類	内容	開催数 (計293回)	一般の方々の参加	
委員会、部会	各種の審議や決定が行われる会議です。一般の傍聴が可能です。	118回 (注2)	<b>■会議等への参加</b> ・委員会、部会、一般意見聴取試行の会、傍聴者数: 延べ約14,600名 ・シンポジウム入場者: 約500名 ・提言説明会入場者: 約350名  <b>■発言</b> ・一般意見聴取時間での発言者: 延べ約220名 ・一般意見聴取試行の会(14回)にて意見発表頂いた方: 延べ約100名  <b>■意見</b> ・一般の方々から文書で頂いたご意見: 約430件 ・テーマ、対象を設定した意見募集(2回)に寄せられた意見: 約390件	
運営会議	委員長、部会長による会議で、流域委員会の運営について検討しました。	30回		
現地視察	流域の河川を視察し、河川管理者から説明を受けました。委員や地元の方による説明も一部ありました。	15回 (注3)		
特定課題の議論、作業等	検討会	主に部会での検討の進め方や作業分担を検討する作業準備的位置づけの会議です。		41回 (注4)
	WG (ワーキンググループ)	提言とりまとめに向けて設けられた会議で、特定テーマ(水位、ダムなど)について議論しました。		24回
	作業部会	中間とりまとめ、提言、意見書のとりまとめ作業を行いました。委員会、部会等の下部組織として適宜、設けられました。		49回 (注5)
一般やりとり・発信	一般意見聴取試行の会	一般の方々からご意見を伺うとともに、意見聴取方法について検討するためにいろいろな方法で行いました。		14回
	シンポジウム、提言説明会	中間とりまとめ、提言を一般の方々に発信、意見交換するために行われました。		2回

注1: 2003年12月9日現在の値

注2: 設立会、部会発足会、合同懇談会、拡大委員会含む。部会の位置づけで開催した現地視察(8回)は除く。

注3: 部会の位置づけで開催した現地視察(8回)を含む。

注4: 合同勉強会(1回)、意見書情報交換会(1回)を含む。

注5: 今後の流域委員会検討会(2回)、ゾーニング検討会(1回)、対話集会に関する検討会(1回)を含む。

# 淀川水系流域委員会委員名簿

(2003年12月9日現在/五十音順/敬称略/WG専任委員を含む)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境・利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京大生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境・利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境・利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境・利用部会
17	宗宮 功 (環境・利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境・利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境・利用部会
21	田村 悦一	法律(行政法)	京都橋女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境・利用部会 利水部会
24	寺田 武彦 (委員長代理) (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境・利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境・利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境・利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境・利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆづ子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境・利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境・利用部会 利水部会
38	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境・利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境・利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境・利用部会
46	山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	-	環境・利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境・利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境・利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境・利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境・利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境・利用部会
53	小尻 利治	水資源(水文・水資源)	京都大学 教授		水需要管理WG専任委員

注1:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

注2:平成14年5月15日付で委員1名就任、平成14年7月30日付でWG専任委員1名就任、平成15年2月1日付で委員3名退任されています。

注3:平成15年2月1日付で全ての部会専任委員が委員会委員に追加されています。

注4:平成15年3月27日付で委員2名就任、1名退任されています。

新たな河川整備を目指して  
淀川モデルのはじまりから提言・意見書まで  
2004年3月発行

---

## 淀川水系流域委員会

庶務：株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター内

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス <http://www.yodoriver.org/>